

帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 5 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第 7 号

帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第 5 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 6 条の 2 中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第11条の 2 第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に、「当該職員に対して管理職員特別勤務手当」を「当該職員には、管理職員特別勤務手当」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第13条の 3 を削る。

第18条第 1 項中「、第 5 条の 2、第 8 条」を削る。

第19条第 1 項中「、第 9 条」を「及び第 9 条」に改め、「及び第13条」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。